都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局 安全衛生部長 (公印省略)

労働災害防止に向けた集中的取組の実施について

今般、平成26年8月5日付基安発0805第3号「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」(以下「要請通達」)により、関係事業者に対する労働災害防止対策の適切な指導及び関係団体に対する緊急要請の実施について指示したところであるが、労働災害の増加が認められる重点業種等については、これらと併せ、以下の対策を講じることとしたので、その実施について遺漏なきを期されたい。

記

## 第1 集中的取組の実施について

平成 26 年1月から6月末までの労働災害発生状況(速報値)を見ると、死亡災害が437人と昨年同期と比較して71人(19.4%)の増加、休業4日以上の死傷災害(以下「死傷災害」という。)が47,288人と同1,625人(3.6%)の増加となっている。平成25年は、平成22年以降3年連続での増加にようやく歯止めをかけることができたところであるが、わずか1年で増加に転じることになりかねない状況にある。

加えて、第 12 次労働災害防止計画(以下「12 次防」という。)において、重点業種に位置づけている製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店のいずれについても労働災害が増加しており、このままでは当初定めた 12 次防の業種別数値目標の達成が厳しい状況にあるため、より積極的に実効ある取組を実施していく必要がある。

このような状況を踏まえ、今般、労働災害防止に向けた集中的取組を実施すること としたものであり、平成 26 年の残り5か月弱の間は、労働災害発生件数が前年同期 を下回るよう、積極的な対応が必要であること。

# 第2 年間安全衛生業務計画の調整について

平成 26 年 2 月 19 日付基安発 0219 第 5 号「安全衛生業務の推進について」等に基づき策定している年間安全衛生業務計画が、管内における労働災害の発生状況に対応したものとなっているか確認し、対応していない場合には速やかに見直しを行うこと。

また、下記の取組以外の業務であって、実施時期を変更しても支障がないものについては、例えば、実施時期を年度後半に遅らせ、その分の業務量で労働災害防止対策を前倒して実施する等、労働災害防止対策に最優先で取り組めるよう配意すること。

## 第3 具体的な取組事項

労働災害防止に向けた集中的取組の実施事項は、以下のとおりとすること。

なお、集中的取組における本省、都道府県労働局(以下「局」という。)、労働基準監督署(以下「署」という。)、業界団体及び労働災害防止団体のそれぞれの実施事項は別添1のとおりであるので参考にすること。

#### 1 製造業

## (1)対策の進め方

製造業は極めて多くの業種に細分でき、作業態様もさまざまであることから、 対象を重点化して効果的に指導を実施する必要がある。このため、休業4日以上 の死傷災害の発生件数が製造業全体の約3割を占める食料品製造業に絞り込ん で対策を実施すること。

食料品製造業においては、食品加工用機械による「はさまれ・巻き込まれ」または「切れ・こすれ」による災害が多発していることから、平成25年10月1日から労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)が改正され、食品加工用機械について回転部分や刃部に覆い等を設けることとされたところである。

しかしながら、改正後の労働安全衛生規則(以下「改正規則」という。)の施 行以降も食品加工用機械による労働災害が後を絶たないことから、食料品製造業 の事業者に対し、再度、改正規則の内容の周知とその実施について指導する必要 があること。

## (2) 自主点検の実施等

対象事業場が相当数あることから、あらかじめ自主点検を実施して問題のある 事業場を絞り込むことにより、効率的に改正規則の周知及びその徹底を図ること とする。 このため、本省において、改正規則の遵守状況の確認を目的とした自主点検を以下により実施するので、局においては、自主点検表の回収及び本省への送付、本省で分析した自主点検結果を踏まえた事業場の指導等について適切に対応すること。

# ア 自主点検の対象事業場

自主点検の対象事業場は、平成 26 年1月から6月までの間に、「はさまれ・巻き込まれ」または「切れ・こすれ」による死傷災害を発生させた食料品製造業の事業場(約1,100事業場)としていること。

#### イ 自主点検表の送付等

本省においては、上記アの基準で選定した事業場に対し、8 月中旬に自主点 検表を送付するとともに、局に対し、対象事業場のリスト及び自主点検表を情 報提供するので、事業場から照会があった場合には適切に対応すること。

なお、自主点検表の提出期限は9月30日(火)とし、提出先は局労働基準 部安全主務課とするので、局においては、自主点検表の提出がない事業場に対 する督促等を行った上で、提出された自主点検表を10月14日(火)までに、 本省(労働基準局安全衛生部安全課機械班)あて送付すること。

# ウ 自主点検実施後の事業場への指導

本省においては、局から送付された自主点検表を集計し、分析結果を局ごとに整理した上で情報提供することとしている。

#### 2 建設業

(1) 「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」及び「熱中症」による災害防止のための点検・対策の実施

本省においては、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」及び「熱中症」による災害防止のための点検・対策の実施に係るパンフレットを、8月中に局署に送付するので、局署においては、管内の建設業における労働災害発生状況を分析の上、以下の取組を通じてパンフレットを活用して指導すること。

ア 建設事業者に対する集団指導や個別指導の機会をとらえた点検・対策の実施

についての周知

イ 災害増加要因に係る点検・対策を重点としたパトロールの実施

(2) 建設業労働災害防止協会都道府県支部及び都道府県建設業協会との連携

本省においては、建設業労働災害防止協会に対して、「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策を重点としたパトロール等の実施及び全国大会等での上記パンフレットの配布等による周知啓発を依頼するとともに、一般社団法人全国建設業協会及び一般社団法人日本建設業連合会に対して、パンフレット等を活用した会員への周知を依頼している。各局においては、点検・対策やパトロールの実施に当たり、建設業労働災害防止協会都道府県支部及び都道府県建設業協会との連携に留意すること。

## 3 陸上貨物運送事業

(1) 「トラックからの墜落災害の防止」に係る集中的な周知・啓発

陸上貨物運送事業の事業者に対する集団指導、個別指導等の機会をとらえ、平成25年3月25日付「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(以下「荷役ガイドライン」という。)の第2の2(2)で示された事項に基づき、トラックからの墜落災害の防止に重点を置いた指導を行うこと。

また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会及び公益社団法人全日本トラック協会の各都道府県支部においては、今後、トラックからの墜落災害の防止に係る周知用リーフレットを配布し、労働災害防止大会等の場において周知・啓発等の取組を行う予定であるので、必要な連携・協力を行うこと。

#### (2) 自主点検の実施等

対象事業場が相当数あることから、あらかじめ自主点検を実施して問題のある 事業場を絞り込むことにより、効率的に荷役ガイドラインの周知及びその実施を 図ることとする。

このため、本省において、陸上貨物運送事業の事業者自身による労働災害防止の取組状況の再点検及び自主的な取組を促すために、荷役ガイドラインに基づく取組事項の実施状況について自主点検を実施するので、局においては、自主点検表の回収及び本省への送付、本省で分析した自主点検結果を踏まえた事業場への指導等について適切に対応すること。

#### ア 自主点検の対象事業場

自主点検の対象事業場は、平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までの間に、 死傷災害(交通労働災害を除く。)を発生させた陸上貨物運送事業の事業者(事 業場規模 50 人以上、約 2,000 事業場)としていること。

# イ 自主点検表の送付等

本省において、上記アの基準で選定した事業場に対し、8 月中旬に自主点検表を送付するとともに、局に対し、対象事業場のリスト及び自主点検表を情報提供するので、事業場から照会があった場合には適切に対応すること。

なお、自主点検表の提出期限は9月30日(火)とし、提出先は局労働基準 部安全主務課とするので、局においては、自主点検表の提出がない事業場に対 する督促等を行った上で、提出された自主点検表を10月14日(火)までに、 本省(労働基準局安全衛生部安全課物流・サービス産業・マネジメント班)あ て送付すること。

## ウ 自主点検実施後の事業場への指導

本省においては、局から送付された自主点検表を集計し、分析結果を局ごとに整理した上で情報提供することとしている。

#### エ 関係行政機関との連携

運輸支局等から、例えばトラック輸送適正取引パートナーシップ会議への出席要請があった場合、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の荷主等への周知を行う場合等の機会をとらえ、荷役ガイドラインを周知する等、運輸支局等と連携を図ること。

#### オ その他

本省においては、陸上貨物運送事業労働災害防止協会及び公益社団法人全日本トラック協会に対して自主点検の実施に協力するよう要請している。また、上記ア以外の事業場が自主点検を実施し、任意で提出する場合、その提出先は陸上貨物運送事業労働災害防止協会または公益社団法人全日本トラック協会となるので、併せて了知されたいこと。

#### (3)荷主としての大規模商業施設等に対する取組促進

ショッピングモール、百貨店等の大規模商業施設等の事業場では、定例反復的に荷役作業が行われることから、局署において集団指導、個別指導等を実施する

際には、荷役ガイドラインのリーフレットを配布し、荷主としての対策の必要性 を説明するとともに、ガイドラインに基づく対策への協力を要請すること。

## 4 第三次産業

# (1) 安全推進者の配置等の周知

平成 26 年 3 月 28 日付基発 0328 第 6 号「労働安全衛生法施行令第 2 条第 3 号 に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づき、重点業種に位置づけている小売業、社会福祉施設及び飲食店の事業場に対する集団指導、個別指導等の機会をとらえ、安全推進者の配置を指導し、事業場における安全活動の実施を推進すること。

周知に当たっては、本省において安全推進者の配置及び安全活動の活性化に係る周知用リーフレットを作成し、8月下旬に配布する予定であるので、これを活用すること。

また、4 S活動や危険予知(KY)活動等を指導する場合は、必要に応じ厚生 労働省ホームページに掲載しているリーフレットや資料等を活用すること。

なお、安全推進者の配置は、それ自体が目的ではなく、安全推進者を中心として、労使をはじめ関係者が一体となった安全活動が行われるようにすることが目的であるので留意すること。

## (2) 関係行政機関等との連携

社会福祉施設への指導に当たっては、局職業安定部、都道府県、社会福祉協議会等が社会福祉施設の事業場を参集する会議等の機会をとらえ、リーフレットの配布及びその説明時間の確保を要請する等、可能な範囲で連携を図り、効率的・効果的に実施すること。

## (3)腰痛予防対策

#### ア 腰痛予防対策指針の周知

全国労働衛生週間及び準備月間期間中の集団指導等では、平成 25 年 6 月に 改訂された「職場における腰痛予防対策指針」(以下「腰痛予防対策指針」と いう。)についても説明すること。

## イ 腰痛予防対策講習会への協力、参加勧奨について

社会福祉施設等に対する腰痛予防対策指針の周知普及のため、委託先(中央 労働災害防止協会)が、9月以降、47都道府県において社会福祉施設及び医療 保健業を対象とした腰痛予防対策講習会(無料)を開催することとしており、 日時場所は別添2のとおりである。

本講習は、腰痛予防対策指針を各業種向けにわかりやすく解説したテキスト

を用いるとともに、例えば腰に負担の少ないスライディングボードを用いた移乗方法について動画で説明を行うなど、これまで取組が進められてこなかった社会福祉施設や医療機関にも理解しやすい内容となっており、この機会にできるだけ多くの対象事業場の管理者等に受講を求めることとしている。

各局においては、都道府県、関係団体等を通じて当該事業の周知を図る等により、管内のできるだけ多数の社会福祉施設、医療保健業の事業場が講習会に参加するよう広報を行うこと。

# 5 熱中症予防対策について

平成 26 年 5 月 29 日付「平成 26 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」に基づき、製造業及び建設業を重点として、暑さ指数(WBGT値)に応じ、連続作業時間を短縮する(14~17 時の屋外作業の見直しを含む。)、水分・塩分の摂取を確実に行う等の対策を実施するとともに、作業者の健康状態に配意するよう事業者を指導すること。

# 「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」に係る実施事項分担表

	本省実施事項	都道府県労働局の実施事項	業界団体等の実施事項	労働災害防止団体の実施事項	関係省庁等との連携
製造業(食料品製造業)	<ul> <li>食料品製造業の事業場への自主点検の実施【8月下旬】</li> <li>対象:平成26年1月から6月までに「はさまれ・巻き込まれ」または「切れ・こすれ」による休業4日以上の死傷災害を発生させた事業場(約1,100事業場。</li> </ul>	<ul> <li>食料品製造業の事業者に対する集団指導、個別指導等の機会をとらえた食品加工用機械の改正安全衛生規則の周知</li> <li>事業者から提出された自主点検表を本省に回付【10月14日〆】</li> </ul>	● 労働災害防止大会の機会等をとらえ、会員事業場に対して食品加工用機械の改正安全衛生規則の周知・啓発	<ul><li>労働災害防止大会の機会等をとらえ、食品加工用機械の改正安全衛生規則の周知・啓発</li></ul>	● 経済産業省
	提出先は各局) ※ 対象事業場リスト及び自主点検表は局に情報提供 ▶ 自主点検表を集計・分析(12月)	<ul> <li>自主点検表未提出事業場への集団指導の実施【9月30日以降】</li> <li>自主点検の結果、安全管理に問題が認められる事業場への個別指導の実施【12月の分析結果の送付後】</li> </ul>		,	
建設業	<ul> <li>「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」及び熱中症による災害防止のための点検・対策を建設業労働災害防止協会、関係団体等へ要請【8月上旬】</li> <li>「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止のための点検・対策の実施に係る周知用パンフレットを各局に送付【8月中】</li> </ul>	<ul> <li>「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」及び熱中症による災害防止のための点検・対策を重点としたパトロールの実施</li> <li>● 建設事業者に対する集団指導や個別指導等の機会をとらえた点検・対策の指導</li> </ul>	まれ」及び熱中症による災害防止の	<ul> <li>■ 「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」及び熱中症による災害防止のための点検・対策を重点としたパトロール等の実施</li> <li>● 全国大会等でのパンフレット配布等による周知啓発</li> </ul>	<ul><li>■ 国土交通省</li><li>■ 職業安定局</li></ul>
陸上貨物運 送事業	<ul> <li>● 陸上貨物運送事業労働災害防止協会及び公益社団法人全日本トラック協会に対して「トラックからの墜落災害の防止」に係る集中的な周知啓発の取組を要請【8月上旬】</li> <li>● 陸上貨物運送事業の事業者に対し「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全対策の実施状況等に係る自主点検を実施。【8月下旬】</li> <li>▶ 対象:平成25年10月~26年3月の間に休業4日以上の労働災害(交通事故を除く。)を発生させた50人以上の事業場(約2,000事業場。提出先は局)※対象事業場リスト及び自主点検表は局に情報提供。</li> <li>▶ 自主点検表を集計・分析(12月)</li> <li>▶ 自主点検の分析結果は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会及び公益社団法人全日本トラック協会にも情報提供(上記以外の事業場への周知を要請)</li> </ul>	集団指導や個別指導等の機会をとら えた周知  ・関係団体の取組に対する協力  ・事業者から提出された自主点検表を 本省に回付【10月14日〆】	各支部が開催する交通事故防止大会の機会等をとらえ、陸上貨物運送事業の事業者等に対し集中的な周知啓発。  ● 陸上貨物運送事業の事業者に対し自主点検の実施を周知(団体で回収、本省で集計) (取組については未定稿)	<ul> <li>陸上貨物運送事業労働災害防止協会が作成する意識啓発用リーフレットを用い陸上貨物運送事業の事業者等に対し集中的な周知啓発。</li> <li>陸上貨物運送事業労働災害防止協会都道府県支部が開催する労働災害防止法事業の事業者等に対し集中的な周知啓発。</li> <li>陸上貨物運送事業の事業者に対し自主点検を実施(協会で回収、本省で集計)</li> <li>(取組については未定稿)</li> </ul>	● 国土交通省
第三次産業 (小売業、社 会福祉施設 及び飲食 店)	した安全活動の取組を要請【8月上旬】	<ul> <li>局署で計画している集団指導等や、都 道府県等が主催する会議等、対象事業 場が参集する機会等をとらえて、リー フレットを活用した周知。</li> <li>労働衛生週間及び準備月間期間中の 取組の一環として、安全推進者の配 置、安全活動の取組及び腰痛予防を周 知。</li> </ul>	の配置等に係るリーフレット等を 活用して「ガイドライン」や腰痛予 防の周知		<ul><li>経済産業省</li><li>職業安定局</li><li>社会・援護局</li><li>老健局</li><li>医薬食品局</li></ul>

「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」に係る実施事項分担表

[26.7.29]

<del>-</del>	ho Yering ago da Alm				[26.7.29]
都道府県			開催日	会場	所在地
北海道	1		10月28日(火)		札幌市中央区南19条西9丁目2-25
東北	2	青森	11月26日(水)	ホテル青森3階「はまなすの間」	青森市堤町1丁目1~23
	3	岩手	12月10日(水)	岩手労働基準協会研修センター	盛岡市北飯岡1-10-25
	4	宮城	2月4日(水)	東北安全衛生サービスセンター	仙台市青葉区上杉1丁目3-34
	5	秋田	11月11日(火)		秋田市大町3丁目2-44
	6	山形	10月30日(木)	山形ビッグウイング	山形市平久保100番地
	7	福島	9月24日(水)	郡山労働基準協会2F会議室	郡山市富久山町久保田字久保田157-1
	8	茨城	1月21日(水)	茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター	水戸市渋井町堺橋263-1
	9	栃木	11月7日(金)	栃木県建設産業会館4F	宇都宮市簗瀬町1958-1栃木県建設産業会館内
	10	群馬	11月21日(金)	勢多会館	前橋市南町4丁目30-3
関	11	埼玉	1月20日(火)	埼大通りメディカルビル2F	さいたま市中央区新中里1-3-3埼大通りメディカルビル
東	12	千葉	10月17日(金)	千葉県経営者会館2F	千葉市中央区千葉港4-3
	13	東京	10月21日(火)	安全衛生総合会館5F	東京都港区芝5-35-2
	14		12月16日(火)	ヤオマサビル3F	横浜市中区相生町3-63
	15	新潟	12月5日(金)	新潟テルサ	新潟市中央区鐘木185-18
	16	富山	1月14日(水)	ボルファートとやま4階「珊瑚の間」	富山市奥田新町8-1
中	17	石川	10月29日(水)	石川県地場産業振興センター第7研修室	金沢市鞍月2丁目1番地
部	18	福井	1月16日(金)	福井県中小企業産業大学校	福井市下六条町16-15
関	19	山梨	12月11日(木)	山梨県立中小企業人材開発センター	甲府市大津町2130-2
東	20		12月2日(火)	長野県労働基準協会連合会 松本安全衛生センター	松本市大字神林7107-55
	21	岐阜	11月13日(木)	岐阜長良川スポーツプラザ	岐阜市長良福光2070-7
<b> </b> #	22	静岡	1月28日(水)	静基連会館	静岡市葵区鷹匠2丁目17-5
部	23	愛知	10月21日(火)	中部安全衛生サービスセンター	名古屋市熱田区白鳥1-4-19
	24	三重	12月1日(月)	サン・ワーク津	三重県津市島崎町143-6
	25	滋賀	12月5日(金)	滋賀労働基準協会	大津市打出浜13-15 笹川ビル4階
	26	京都	2月5日(木)	京都府中小企業会館	京都市右京区西院東中水町17番地
近	27	大阪	1月21日(水)	大阪労働衛生総合センター	大阪市西区土佐堀2-3-8
畿	28	兵庫 	10月29日(水)	兵庫労働基準連合会講習会場	神戸市中央区雲井通4-2-2 マークラー神戸ビル4階
	29	<u></u>	12月10日(水)	春日野荘	奈良県奈良市法蓮町757-2
				和歌山地域地場産業振興センター5階	和歌山市紀三井寺856番地
<b> </b>	31	<u> </u>	11月20日(木)	鳥取県労働基準協会	鳥取県鳥取市若葉台南1-17
	32		11月14日(金)	島根労働基準協会	島根県松江市学園1-5-35
	33	岡山	2月18日(水)	南山海边入街上入村	岡山県岡山市南区山田2315-4
	34	広島	12月12日(金)	中四国安全衛生サービスセンター	広島市西区三篠町3-25-30
中四	35	山口	1月27日(火)	山口市小郡ふれあいセンター	山口市小郡下郷1440—1
国	36	徳島	10月9日(木)	徳島県労働基準協会連合会(徳島県JA会館8階)	山口市小郡下郷1440-1 徳島市北佐古一番地5-12 徳島県JA会館8階
	37	香川	12月2日(火)	香川労働基準会館	高松市郷東町436-3
,	38	愛媛	11月13日(木)	旧今治コンピューターカレッジ(視聴覚室)	今治市東門町5-840-4
	39	高知	12月17日(水)	高知県立地域職業訓練センター	高知市布師田3992-4
	40	福岡	12月16日(火)	九州安全衛生サービスセンター	福岡市博多区東光2-16-14
1	41		1月20日(火)	た  佐賀県労働基準協会	小城市三日月町堀江1721
九州	42	長崎	11月14日(金)	化貝尔万側を牛協会  NBCソシア メディア・スリー	
	43		11月28日(金)	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
	*********	<u>熊坐</u>   大分	9月30日(火)	大分県医師会館	
	44 45	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1月28日(水)	宮崎県トラック協会総合研修会館	
		宮崎	11月13日(木)		
	46				鹿児島市でフ島1-0-2
	47	沖縄	11月18日(火)	/い川/下純にノソノV川多云郎0店	加利1178円  4一つ一と3